

福島県児童虐待事例検証報告書を受けた今後の対応について

1 経過

市内で児童虐待防止法上、検証が必要な事例として、令和2年度に乳児が、若年の母により殺害された事例が発生した。市では、令和2年8月に「市虐待死亡事例検証会議」を実施し、協議に基づき報告書を作成、同年12月に県に報告書の提出を行った。また、同月に実施した「第2回市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」で経過を報告した。

2 児童虐待死亡事例の概要

未成年であった母が在胎28週で本児を出産。母は未婚であり、本児の父とは結婚には至らず。本児は低出生児で、複数の奇形や障がいを伴っていたため、生後6か月頃まで高度医療を担う医療機関に入院、その後地元の医療機関に転院、生後9か月時に母方祖父母等が同居する自宅に退院。退院から約3週間後に同世帯から119番通報、母が本児を殺害したことを認め、逮捕された。

3 県での対応

令和3年度～ 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会で検証開始
令和6年3月25日 県児童虐待事例検証結果報告書等の発出

4 県報告書における主な提言と今後の対応

(1) 主な提言内容

- ①ハイリスク妊婦は、関係機関同士の連携によるケース会議やチーム体制の構築を行うこと
- ②未成年妊婦は、母子保健と児童福祉両部門の一体的な支援を検討すること
- ③要対協への登録、情報共有、ケースの進行管理等を適切に実施すること
- ④母だけでなく、父に対しても出産前後を通じて関係機関が関わること

(2) 今後の県の対応

県社会福祉審議会児童福祉専門分科会で県の対応を検討する予定。

5 報告書受理後の本市の対応

令和6年4月 こども家庭センターの設置による一体的支援の開始
市地区保健福祉センター対象の説明会を実施
令和6年5月 市地区保健センター管理職対象の児童虐待対応研修を実施